

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月三十日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第八十三号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年十一月文京区規則第十一号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項第一号中「以上」の下に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和八年十月一日から令和九年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の職員の給与に関する条例施行規則第五条第二項第一号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和六年十二月文京区条例第五十一号）第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号）第十一条第二項第一号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。）」とする。